

令和5年度、6年度、7年度分光分析業務に関する役務契約希望者募集要項

令和5年度、6年度、7年度分光分析業務に関する役務契約希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊航空補給処管理部長
(公印省略)

記

- 1 調達品目
令和5年度、6年度、7年度分光分析業務に関する役務
- 2 公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
 - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 経営の状況又は信頼度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
 - (5) 令和4・5・6年度競争参加資格(全省庁統一資格)のうち「役務の提供等」の競争参加資格を有する者、又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であると認められる者であること(資格の等級及び競争参加地域は問わない)。
 - (6) 当該役務に関する以下の知識、技能を有している者を常に従事させることが可能であること。
 - ア 分光分析に関する内容
 - イ 海上自衛隊の航空機用エンジンの能力、整備要領等
 - ウ 海上自衛隊航空補給処下総支処が保有する分光分析装置(高周波プラズマ発行方式)の操作、日常付随する整備要領等
 - (7) 当該役務の履行に必要な品質管理体制を有している又は役務履行時まで有することができる者であること。
 - (8) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できるものであること。
 - (9) 下総航空基地(千葉県柏市)において、技術員を駐在させ当該役務が履行可能であること。
 - (10) 当該業務の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じ、本項第6号から第9号の項目を満たすことを証明できること。
- 3 参加表明
 - (1) 応募する者は、別紙様式「参加表明書」並びにア、イに掲げる資料及び次項に掲げる資料(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。ただし、本項第2号の規定に該当する場合は、提出を省略することができる。
 - ア 資格審査結果通知書(写)
 - イ 会社の財政状況・経営状況を証する書類(直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書、内部統制システム整備状況の概要等)
 - (2) 技術資料は、次に示す項目について提出するものとする。
 - ア 過去5年間における同等又は類似の実績一覧表(実績がない場合は省略可)
 - イ 第2項に規定する体制(ライセンス等を含む)、能力等を証明する書類(応募にあたり、一部履行に関して制限がある場合については、その旨を参加表明書に付記する。)
 - ウ 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請(予定)企業一覧表(委託する業務によっては、第2項に規定する体制、能力等を証明する書類を添付すること)ただし、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (3) 対象期間内の提出
複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。
 - (4) 参加表明書及び技術資料（以下「提出資料」という。）はそれぞれ1部、提出先に持参又は郵送するものとする。
なお、提出資料の製本、綴込み等は要しない。
 - (5) 提出先
〒292-8686 千葉県木更津市江川無番地
海上自衛隊航空補給処 管理部契約課 契約班審査係
 - (6) 提出期間
令和5年2月22日（水）～令和5年3月22日（水）
なお、直接持参する場合は休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
 - (7) 新たに体制、設備等が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。
- 4 技術資料の審査等
- (1) 技術資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
 - (2) 技術資料の提出者は、設備体制、保全状況等の業態調査のための協力依頼があった場合には、当該施設等への立入りを含め、調査に協力しなければならない。
- 5 審査結果の通知
- 公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。
- 6 疑義の申立
- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。
ア 窓 口
第3項第5号に同じ。
イ 時 間
直接持参する場合は休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
 - (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して、5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
 - (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して、3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- 7 応募にあたっての留意事項
- 応募者は応募に当たり、下記の各号について同意した上で応募するものとする。
- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
 - (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - (4) 資料の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合、速やかに変更の届出をしなければならない。
 - (7) 提出資料に自社以外のものを引用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出典元を明らかにすること。
 - (8) 調達品目の仕様に関する問合せは、最寄りの分任支出負担行為担当官に行うことができる。

8 その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 審査合格者で著しい経営状況の悪化等により契約の相手方として適当と認められなくなった者は、契約の相手方としない。
- (3) 品目については、過去の調達実績等に基づき記載してあるため、今後、必ず調達があることを保証するものではない。また、調達が既に終了している場合がある。
- (4) 提出資料は、応募者に無断で他の目的に使用しない。
- (5) 公募に関する問合せ先
 - ア 公募全般に関すること
海上自衛隊航空補給処 管理部契約課 契約班審査係
TEL 0438-23-2361 (内線5085)
 - イ 技術資料に関すること
海上自衛隊航空補給処 下総支処 整備資料管理課 プログラム管理班
TEL 04-7191-2321 (内線3225)

〇〇. 〇〇. 〇〇

(公募実施権者)
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊航空補給処管理部長 殿

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 印

参 加 表 明 書

空補処公示第〇〇-〇〇号 (〇〇. 〇〇. 〇〇)

品 名	備 考

- 添付書類：
- 1 資格審査結果通知書 (写し)
 - 2 平成〇〇年〇月期有価証券報告書 (空補処公示第〇〇-〇〇号にて提出済)
 - 3 技術資料一式
 - ア 契約実績一覧表
 - イ 何々
 - ウ 何々 ……

※添付書類の記載は一例であり、契約希望者募集要項にしたがい、必要事項を列挙してください。